

## 相続人代表者指定届兼現所有者申告書

南九州市長 殿

年 月 日提出
---------

地方税法(以下「法」という。)第9条の2第1項の規定に基づき、被相続人にかかる徴収金の賦課徴収(納税通知書等。滞納処分をのぞく。)及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人の総意により指定したので届出します。  
 また、相続手続が完了するまでの間、南九州市税条例第74条の3の規定に基づき、法第384条の3に規定する「現所有者」の代表者を併せて申告します。

被相続人 (所有者・亡くなった人)	住 所	〒 -		
	フリガナ			
	氏 名			
	生 年 月 日	年	月	日
	死 亡 年 月 日	年	月	日死亡
備 考	共有名義資産 < なし・含む【 分(宛名番号: )】・含まない >			

宛名番号( )税務課記入

相続人・現所有者の代表者 (今後納税を管理する人)	住 所	〒 -			相 続 分
	フリガナ				/
	氏 名	Ⓜ			
	生 年 月 日	年	月	日	
	被 相 続 人 と の 続 柄		電 話 番 号		

宛名番号( )税務課記入

※代表者変更の場合は記入してください。

(旧)相続人・現所有者の代表者 (今まで納税していた人)	住 所	〒 -			相 続 分
	フリガナ				/
	氏 名	Ⓜ			
	生 年 月 日	年	月	日	
	被 相 続 人 と の 続 柄		電 話 番 号		

宛名番号( )税務課記入

(代表者を除く現所有者) 相 続 人	No	氏 名	被相続人 との続柄	住 所	相 続 分
	1				/
		個人番号又は法人番号			
	2				/
		個人番号又は法人番号			
	3				/
		個人番号又は法人番号			
	4				/
		個人番号又は法人番号			
	5				/
個人番号又は法人番号					

- (注) (1) この書類を提出したことにより相続が確定することはありません。  
 (2) 全相続人の同意のうえ、代表者を決定し記入してください。  
 (3) 被相続人を指定口座として、口座振替により納付されていた場合は、指定口座の変更が必要となります。

確認事項(税務課記入)

- 口座【 なし・あり ( 停止 未停止 ) 納付書第 期分～第 期分まで窓口渡し・完納 】
- 誰かの納税管理人に【 なっていない・なっていた ( 分) 】
- 代表者の住所【 市内・市外 】

TRY入力
-------

No	氏名	被相続人との続柄	住所	相続分
6				/
	個人番号又は法人番号			
7				/
	個人番号又は法人番号			
8				/
	個人番号又は法人番号			
9				/
	個人番号又は法人番号			
10				/
	個人番号又は法人番号			
11				/
	個人番号又は法人番号			
12				/
	個人番号又は法人番号			
13				/
	個人番号又は法人番号			
14				/
	個人番号又は法人番号			
15				/
	個人番号又は法人番号			
16				/
	個人番号又は法人番号			
17				/
	個人番号又は法人番号			
18				/
	個人番号又は法人番号			
19				/
	個人番号又は法人番号			
20				/
	個人番号又は法人番号			

(代表者を除く現所有者)  
 相 人